

# 山村における税制優遇措置 ~ 事業者の設備投資を支援することで、山村の活性化を後押しします~

## 税制優遇措置

### 国税の割増償却と都道府県税・市町村税の減税措置の促進



## 税制活用効果

### 設備投資を行った場合の効果額(シミュレーション)

機械設備1,000万円※1、建物1,000万円※2、土地1,000万円※3の設備投資を行った場合、**3年間で計128万円の効果。**

※1: 機械設備の資産評価額は、初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。  
 ※2: 建物の資産評価額は、700万円(3年固定)で試算。  
 ※3: 土地の資産評価額は、700万円(3年固定)で試算。

|     | 法人税・所得税 | 不動産取得税 | 固定資産税 |   |      |   |      |
|-----|---------|--------|-------|---|------|---|------|
| 1年目 | 11万     | +      | 45万円  | + | 29万円 | = | 85万円 |
| 2年目 | 11万     |        |       | + | 14万円 | = | 25万円 |
| 3年目 | 11万     |        |       | + | 7万円  | = | 18万円 |

計128万円

設備投資による新製品のマーケティング費用等に！！